

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松島町長 櫻井 公一

市町村名 (市町村コード)	松島町 (04401)	
地域名 (地域内農業集落名)	下竹谷・北小泉 (十文字、滝の沢、芋沢、中出山、後小泉、蒲、藤の巻、中才、大日向、貝殻塚、黒森、萱倉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域全体の高齢化が顕著であり、若い担い手は一握りである。後継者たちは農業だけでは生活が成り立たないため、農業を引き継がず地域を出ている者が多い。現在の担い手では、集約化は限界となっているため、零細農家等が農業をリタイアした場合は、耕作放棄地が増加することが懸念される。
また、暗渠が効かないほ場や穴が空き水張りが困難なほ場、揚排水機場の老朽化が進んでいることから再整備が急務となっている。

【地域の基礎データ】
主な作物: 水稲、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

若い担い手が年中働けるような作物づくりを推進する。また、大規模法人等に農地を貸し付け、地域住民の雇用等で地域の活性化を目指す。
また、地域に設立される養鶏場と耕畜連携し飼料作物の提供や、鶏糞の施用など、資源を循環させ環境の負荷軽減を目指す循環型農業を地域を上げて確立する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	172 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後維持管理が困難な林地との間にある農地は保全管理を行う農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	地域の担い手を中心に中間管理事業を活用して集積を図る。担い手に不足が生じた場合は地域外や町外、新規就農者への集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針	リタイヤする人は、原則農地中間管理機構に貸し付ける。規模を拡大したい人は中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針	補助事業等を活用し暗渠の整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	地域内に限らず、多様な人材を受け入れ、地域の担い手を中心に人材の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②養鶏場と耕畜連携し、循環型農業に取り組む。
- ⑧耕畜連携した際の、飼料作物の貯蔵施設を交付金等を活用し整備を進める。